

専決処分報告（調停）

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件11件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成27年11月17日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第97号 賃料等請求調停事件	北区カーブル南麻 生の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計290,430円を今後分割して平成32年9月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成27年11月30日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第140号 賃料等請求調停事件	厚別区青葉団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計175,060円を今後分割して平成29年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成27年11月30日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第144号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計250,520円を今後分割して平成31年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成27年12月2日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第146号 賃料等請求調停事件	手稲区星置駅前団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃130,500円を今後分割して平成31年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成27年12月8日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第137号 賃料等請求調停事件	白石区南郷団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計227,600円を今後分割して平成32年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成27年12月8日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第141号 賃料等請求調停事件	豊平区リバーサイ ドヒルズ西岡公園 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃112,300円を今後分割して平成31年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
7	平成27年12月21日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第142号 賃料等請求調停事件	清田区平岡3条団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計266,600円を今後分割して平成32年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成28年1月12日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第124号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃136,800円を今後分割して平成32年10月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成28年1月13日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第154号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計207,300円を今後分割して平成32年4月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
10	平成28年1月13日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第156号 賃料等請求調停事件	手稲区星置駅前団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計132,800円を今後分割して平成31年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
11	平成28年1月14日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第145号 賃料等請求調停事件	手稲区宮の沢団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計273,200円を今後分割して平成32年8月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。